

# 狭山新校基本計画

平成 1 7 年 1 1 月

埼玉県教育委員会

## 目 次

1	県教育委員会の基本姿勢	1
2	新校の基本的枠組み	
	(1) 新校の設置等	
	(2) 設置場所	
	(3) 課程・学科等	
	(4) 学校規模	
	(5) 開校予定年度	
3	新校の校名	
4	新校の基本理念	2
	(1) 目指す学校像	
	(2) 育てたい生徒像	
5	新校の教育活動等の基本方針	
	(1) 基本姿勢	
	(2) 教科指導	
	(3) 生徒指導	
	(4) 進路指導	
	(5) 生徒募集	
6	教育活動等の基本方針の具現化	3
(1)	教科指導	
	(2) 生徒指導	
	(3) 進路指導	
	(4) 生徒募集	
	(5) その他	
7	開校準備	4
	(1) 施設・設備の整備等	
	(2) 公文書等の保管及び諸証明書の発行	
	(3) 生徒募集及び入学者選抜	
	(4) 校旗、校歌、制服等	
8	対象校における教育活動	
9	新校の教育環境の整備	5
10	付随する事項	
	(1) 同窓会及び後援会	
	(2) 対象校が保管する物品等の保存	

### [ 参考資料 ]

資料 1	: 新校準備委員会設置要綱 ( 委員名簿を含む )	6
資料 2	: 新校基本計画検討委員会等設置要綱 ( 委員名簿を含む )	9
資料 3	: 狭山新校準備委員会及び狭山新校基本計画検討委員会の開催状況	1 2
資料 4	: 6 つの新校準備委員会 でいただいた主な御意見等	1 4

県立高等学校の中期再編整備計画（第1期）（以下「計画」という。）に基づき、次のとおり、狭山新校（仮称）を設置する。

## 1 県教育委員会の基本姿勢

新校基本計画の策定に当たっては、教育局及び対象校の教職員により構成する基本計画検討委員会において検討するとともに、地元関係者や学校関係者の御協力を得て、新校準備委員会を設置し、様々な観点から御意見をいただいた。

県教育委員会は、いただいた御意見や、対象校が統合に至った事実を重く受け止め、次のとおり、県立高校の再編整備に取り組む。

- (1) 県立高校の再編整備は、中学校卒業生が減少する中で、県立高校の活性化・特色化を図る教育行政上の重要施策であり、新校の設置に当たっては、教育環境の整備に重点的に取り組む。
- (2) 校長は、新校が組織としての機能を十分に発揮するよう、主導的に学校の管理・運営に取り組む。
- (3) 新校の管理・運営に当たっては、校長をはじめとする教職員の意識改革が求められている。教職員は、経営感覚を持って、生徒や保護者のニーズを的確に把握し、積極的に教育活動を展開するとともに、新校の活動を地域に公開していく。

## 2 新校の基本的枠組み

### (1) 新校の設置等

狭山高校の全日制課程及び定時制課程、川越高校の定時制課程並びに豊岡高校の定時制課程（以下「対象校」という。）を統合し、狭山新校（仮称）（以下「新校」という。）を設置する。

### (2) 設置場所

狭山市広瀬東4丁目3番1号（現狭山高校）に設置する。

### (3) 課程・学科等

部（午前～午後）、部（夜間）の二部制による定時制課程の総合学科とし、単位制を導入する。

### (4) 学校規模

部160人、部80人の各年次240人、合計960人の規模とする。

### (5) 開校予定年度等

新校の開校は平成20年度とする。

狭山高校の全日制課程は平成18年度から生徒募集を停止し、狭山高校、川越高校、豊岡高校のそれぞれの定時制課程は、平成20年度から生徒募集を停止する。

## 3 新校の校名

県立高等学校の校名は、県議会の議決により「埼玉県学校設置条例」で定められる。県教育委員会においては、新校が対象校を統合し、新たに設置される高校であることに鑑み、「埼玉県立高等学校の校名変更の検討基準」に基づき、新校に相応

しい校名案を検討する。

校名案の検討に当たっては、県民や対象校関係者などから校名のアイデアを広く募集するとともに、新校準備委員会において意見等を聴取する。

#### 4 新校の基本理念

計画に定める再編整備の方針等を踏まえ、次のとおりとする。

##### (1) 目指す学校像

ア 多様な学習歴やライフスタイルを持った生徒が集い、自分に合った形で学べる学校

イ 生徒一人一人の個性を掌握し、その能力の伸長を図り、自己実現を支援する学校

ウ 生徒、保護者、地域とつながり、共に成長していく学校

##### (2) 育てたい生徒像

ア 基本的な生活習慣を身に付け、自律的に行動できる生徒

イ 自信と希望を持ちながら、夢に向かって取り組める生徒

ウ 豊かな感性と広い視野を備え、進んで社会の発展に寄与する生徒

#### 5 新校の教育活動等の基本方針

新校の基本理念に基づき、次のとおり、教育活動等の基本方針を定める。

##### (1) 基本姿勢

生徒の多様なニーズや個性に応じた柔軟な学習システムにより、自己実現を積極的に支援することを基本姿勢とする。

##### (2) 教科指導

ア 基礎・基本を重視した教育課程を編成する。

イ 個に応じた、柔軟かつきめ細かな学習指導体制を組織する。

ウ 生徒の学ぶ意欲を高め、基本的な学習習慣を確立させる。

エ 社会的なニーズに応じた魅力ある系列を設定する。

##### (3) 生徒指導

ア 深い信頼関係に基づく指導を推進し、自律的な生活習慣を身に付けさせる。

イ 生命の尊さを自覚でき、他者の心の痛みを共有できる豊かな人間性を育む。

ウ 親身に対応する教育相談体制を構築し、生徒の心の居場所づくりを支援する。

##### (4) 進路指導

ア 一人一人の能力や希望に応じた進路実現を援助する。

イ 外部機関等と連携し、職業意識の醸成を図る。

ウ 在り方生き方指導としての進路指導を推進する。

##### (5) 生徒募集

ア 開かれた学校づくりを推進し、新校の教育内容や特色の周知徹底を図る。

イ 学ぶ意欲や熱意のある生徒を積極的に受け入れ、その個性、能力の伸長を図る。

## 6 教育活動等の基本方針の具現化

教育活動等の基本方針に基づき、今後、次のとおり検討する。

### (1) 教科指導

ア 生徒の興味、適性、能力に応じた各系列に属する専門科目の設置、及び基礎的・基本的な知識、技能の習得を重視した教育課程を編成する。

イ 少人数指導や習熟度別授業など多様な学習形態を取り入れる。

ウ 次の4つの系列を設置し、一人一人の能力や進路希望に応じる。

#### (ア) 情報ビジネス系列

コンピュータを使った事務処理やグラフィック、また、商業に関する基礎等について学ぶ。

社会系大学等への進学、プログラマー、事務職、流通関係への就職を目指す。

#### (イ) 健康福祉系列

福祉や介護の基礎、服飾、食品等に関することや健康づくり、身体表現、運動、心理など人間の心身や生き方について学ぶ。

福祉、家政、教育、体育、社会系の大学等への進学、看護師、調理師、デザイナー、インストラクター、トレーナー、カウンセラー等を目指す。

#### (ウ) 国際教養系列

外国の言語、文化や日本の歴史、文化等について学ぶ。

人文系大学等への進学、公務員、事務職等への就職、海外留学等を目指す。

#### (I) 総合サイエンス系列

科学と人間のかかわりや自然を総合的に見る見方を学ぶ。さらに、発展的な概念や探求方法を学習する。

理工系大学や医大等への進学、エンジニア、建築家、看護師等を目指す。

エ 他部履修、通信制併修、学校外の学修等による弾力的な単位認定により、修業年限3年を可能にする。

オ 柔軟な教育課程の編成が可能となる二学期制を導入する。

### (2) 生徒指導

ア すべての教職員がカウンセリング・マインドを身に付け、共感的な立場で生徒を支援する。

イ 保護者、地域、関係諸機関との連携を密にし、社会的な規範に従って自己責任のもとに行動できる生徒を育成する。

ウ 体験的な活動等による人とのふれあいを通して社会性、協調性に富む生徒を育成する。

エ 専門的な知識を備えたスタッフの配置や教職員の研修等により、充実した教育相談体制を構築する。

### (3) 進路指導

ア 就業意識を高め、将来の職業に対して展望が開けるように外部諸機関との連携を図る。

イ 就業体験（インターンシップ）、ボランティア活動等の体験的な活動を重視し、主体的な進路選択を推進する。

ウ 進路指導を在り方生き方指導ととらえ、教育活動のあらゆる場面で、自己の在り方生き方について深く考えさせる。

(4) 生徒募集

ア ホームページや学校案内等を活用するとともに、教職員一丸となった学校説明会や中学校訪問を通して地域の人々の学校理解を推進する。

イ 入学者選抜の方法を工夫して、より意欲の高い生徒を募集する。

(5) その他

ア 生涯学習講座（聴講生制度）の設置や施設利用等を通して、積極的に学校を地域に開放する。

イ 学習指導や教育相談等の充実を図るため、研修などにより教職員の資質・能力を高める。

ウ 保護者に対し、常に授業を公開し、学校理解を促進するとともに、保護者向けの講演会、教養講座等を実施し家庭の教育力を高める。

エ 昼間働きながら3年間で卒業できる通信制併修システムを構築するため、本校を大宮中央高校通信制課程の協力校とする。

7 開校準備

(1) 施設・設備の整備等

狭山高校の施設・設備の有効活用を基本に、必要な改修や整備に努める。整備期間は平成18年度から21年度を目途とする。

対象校の備品等については、原則として、新校に引き継ぐものとし、保管転換の事務や移動作業、配置等については、対象校が協力して行う。

(2) 公文書等の保管及び諸証明書の発行

狭山高校が保管する公文書等については、新校が引き継ぐ。統合後の各種証明書の発行は新校が行う。また、川越高校の定時制課程、豊岡高校の定時制課程が保管する公文書等については、各校の全日制課程が引き継ぐ。統合後の各種証明書の発行についても各校の全日制課程が行う。

(3) 生徒募集及び入学者選抜

生徒募集活動や入学者選抜の事務は、狭山高校が中心となり、川越高校の定時制課程、豊岡高校の定時制課程が全面的に協力して行う。

(4) 校旗、校歌、制服等

新たな校旗、校歌等については、今後、新校の準備を進める中で検討する。また、制服については、新校の生徒に相応しいものを定める。その詳細については、今後決定していく。

8 対象校における教育活動

対象校においては、新校の設置以前に入学した生徒に対しても、教育上の支障が生じることがないように、また、不利益が及ぶことがないように配慮する。

## 9 新校の教育環境の整備

県立高校の再編整備を積極的に推進する見地から、新校の教育環境の整備に努める。教職員等の人事や定数、教育課程の編成、単位の認定などについては、現行制度に照らしつつ、再編整備に伴う活性化・特色化を進める方向で前向きに検討し、また、施設・設備の整備については、必要な予算の確保に努める。

## 10 付随する事項

### (1) 同窓会及び後援会

今後、対象校の同窓会及び後援会で検討する。

### (2) 対象校が保管する物品等の保存

対象校が保管する校旗や卒業記念品、記念誌等の取扱いについては、今後、関係者の意見を伺いながら検討する。

新校準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 「県立高等学校の中期再編整備計画(第1期)」に基づき、新たに設置される高校の円滑な推進を図るため、新校準備委員会(以下「委員会」という。)を別表1のとおり設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会においては、次に掲げる事項について、各委員から意見等を聴取する。

- (1) 新校基本計画に関すること。
- (2) 新校の校名に関すること。
- (3) その他上記事項に関連すること。

(構成)

第3条 委員会は、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員会の構成員(以下「委員」という。)は、教育長が依頼又は任命する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は管理部参事をもって充て、副委員長は、再編整備対象校の校長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

(運営)

第4条 委員長は、委員会の会議を招集し、主宰する。

- 2 委員長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の公開)

第5条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から平成20年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、管理部高校改革推進室長において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月10日から施行する。

別表 1

## 新校準備委員会

	再編整備対象校
不動岡新校準備委員会	不動岡誠和高校、騎西高校
狭山新校準備委員会	狭山高校（全・定）、川越高校（定）、豊岡高校（定）
鶴ヶ島新校準備委員会	鶴ヶ島高校、毛呂山高校
新座新校準備委員会	新座北高校、所沢東高校
上尾新校準備委員会	上尾沼南高校、上尾東高校
寄居新校準備委員会	寄居高校、川本高校

別表 2

## 新校準備委員会委員

地元関係者	地元一般行政関係者 地元教育行政関係者 地元産業関係者
学校関係者	地元中学校長 再編整備対象校 P T A 等関係者
県教育委員会関係者	管理部参事 再編整備対象校校長 管理部高校改革推進室長

## 狭山新校準備委員会名簿

委員長	羽鳥	利明	教育局管理部参事
副委員長	神澤	利一	狭山高校長
副委員長	菊池	建太	川越高校長
副委員長	尾形	一法	豊岡高校長
委員	小暮	晴夫	所沢公共職業安定所長
委員	門倉	節明	狭山市教育長
委員	山浦	秀男	川越市教育長
委員	石田	宣雄	入間市教育長
委員	水村	清司	狭山商工会議所副会頭
委員	山崎	嘉正	川越商工会議所副会頭
委員	高山	振二	入間市商工会長
委員	田代	寛	狭山市立堀兼中学校長
委員	島村	勇	川越市立福原中学校長
委員	向山	泰男	入間市立向原中学校長
委員	松原	淳子	狭山高校（全・定）P T A代表
委員	水澤	洋介	狭山高校同窓会代表
委員	鈴木セツ子		川越高校（定）P T A教育振興会長
委員	関口	匡美	豊岡高校（定）P T A会長
委員	粟生田邦夫		教育局管理部高校改革推進室長

新校基本計画検討委員会等設置要綱

(設置)

第1条 「県立高等学校の中期再編整備計画(第1期)」に基づき、新たに設置される高校等の基本計画を検討するため、新校基本計画検討委員会及び学科再編検討委員会(以下「検討委員会」という。)を別表のとおり設置する。

(構成)

第2条 検討委員会の構成員(以下「委員」という。)は、本局の職員及び再編整備対象校の教職員の中から、教育長が任命する。

2 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は、管理部副参事兼高校改革推進室長付副室長をもって充て、副委員長は、新校基本計画検討委員会にあっては再編整備対象校の教頭を、学科再編検討委員会にあっては再編整備対象校の校長をもって充てる。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を統括する。

(運営)

第3条 委員長は、検討委員会の会議を招集し、主宰する。

2 委員長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の公開)

第4条 検討委員会の会議は、原則として公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(設置期間)

第5条 検討委員会の設置期間は、委員会が設置された日から平成18年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、管理部高校改革推進室長において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月10日から施行する。

## 別表

## 新校基本計画検討委員会及び学科再編検討委員会

	再編整備対象校
不動岡新校基本計画検討委員会	不動岡誠和高校、騎西高校
狭山新校基本計画検討委員会	狭山高校(全定)、川越高校(定)、豊岡高校(定)
川越工業高校(定)学科再編検討委員会	川越工業高校(定)
鶴ヶ島新校基本計画検討委員会	鶴ヶ島高校、毛呂山高校
新座新校基本計画検討委員会	新座北高校、所沢東高校
上尾新校基本計画検討委員会	上尾沼南高校、上尾東高校
寄居新校基本計画検討委員会	寄居高校、川本高校

## 狭山新校基本計画検討委員会名簿

委員長	松田	敏男	高校改革推進室副室長
副委員長	小堤	正一	狭山高校（全）教頭
副委員長	竹本	徳一	狭山高校（定）教頭
副委員長	新井	良二	川越高校（定）教頭
副委員長	網野	政行	豊岡高校（定）教頭
委員	平野	明子	狭山高校（全）教諭（主幹・教務主任）
委員	渡辺	浩則	狭山高校（定）教諭（教務主任）
委員	亀山	修男	狭山高校事務部長
委員	星野	良作	川越高校（定）教諭（教務主任）
委員	町田	邦弘	豊岡高校（定）教諭（主幹）
委員	勝村	直久	財務課主幹（予算総括担当）
委員	吉田	文之	財務課主査（学校施設担当）
委員	大竹	実	県立学校課管理主事（人事担当）
委員	上原	一孝	県立学校課管理主事（学事担当）
委員	吉野	浩一	高校教育指導課指導主事（教育指導担当）
委員	辻村	昌之	高校改革推進室長付主幹
委員	槇	拓治	高校改革推進室長付主任管理主事
委員	山本	健敬	高校改革推進室長付管理主事

## 資料3

### 狭山新校準備委員会開催状況

#### 第1回

- 日時 平成17年6月8日(水) 15:00~16:20  
場所 狭山高校  
議題 (1) 県立高校の再編整備について  
(2) 狭山高校、川越高校(定)と豊岡高校(定)の統合について  
(3) 狭山新校基本計画(骨子)(案)について  
(4) その他

#### 第2回

- 日時 平成17年7月25日(月) 15:00~16:30  
場所 狭山高校  
議題 (1) 対象校の生徒の進路状況について  
(2) 地域における就職状況について  
(3) パレットスクール(戸田翔陽高校)の状況について  
(4) 狭山新校基本計画(案)について  
(5) その他

#### 第3回

- 日時 平成17年9月5日(月) 15:00~16:00  
場所 狭山高校  
議題 (1) 狭山新校基本計画(案)について  
(2) その他

#### 第4回

- 日時 平成17年10月28日(金) 15:00~15:55  
場所 狭山高校  
議題 (1) 狭山新校基本計画(案)について  
(2) その他

## 狭山新校基本計画検討委員会開催状況

### 第1回

日 時 平成17年6月8日(水) 10:00~11:38  
場 所 狭山高校  
議 題 (1)新校基本計画検討委員会設置の趣旨について  
(2)狭山新校基本計画(骨子)(案)について

### 第2回

日 時 平成17年7月25日(月) 10:00~11:51  
場 所 狭山高校  
議 題 (1)第1回委員会の概要について  
(2)狭山新校基本計画(案)について

### 第3回

日 時 平成17年9月5日(月) 10:00~11:42  
場 所 狭山高校  
議 題 (1)第2回委員会の概要について  
(2)狭山新校基本計画(案)について

### 第4回

日 時 平成17年10月28日(金) 9:55~10:55  
場 所 狭山高校  
議 題 (1)第3回委員会の概要について  
(2)狭山新校基本計画(案)について

## 資料 4

### 6つの新校準備委員会でいただいた主な御意見等

#### 1 狭山新校準備委員会でいただいた主な御意見・御要望等

保護者と学校の連携は不可欠である、親が学校に協力しなくてはならないようなところを基本計画に入れるべきである。

様々な学習歴やライフスタイルを持った生徒が自分のペースで学べるようにするべきである。

就業体験等を積極的に行い、履修単位として認定すべきである。

定職に就いている生徒にも対応できるカリキュラムにするべきである。

意欲のある教員を公募制やFA制の導入等で集めるべきだ。必要な設備投資も十分にしたい。

特色ある定時制の新校は、昼夜問わず指導体制の充実が望まれる。重点的に人事配当をしなければならない。これまでの画一的な県の人事異動方針は変えるべきだ。

最初の校長・教頭は、それにふさわしい人を選んでほしい。

近隣の大学や短大に働きかけ、積極的に連携して進路意識を高めるべきだ。

目玉になるような運動部をつくり、生徒たちの学校への意識やモラルを高めて欲しい。

新校の特色が一般の人にもわかるような、キャッチフレーズ的なものを作るべきだ。

部で入学しても 部の授業を受けることが出来るようにして欲しい。

協調性を養うため、集団での活動などを教育活動に入れるべきだ。

#### 2 他の新校準備委員会でいただいた主な御意見・御要望等

新校の校名には是非「上尾」の地名は残して欲しい。

商工会議所をいろいろな形で活用していくべきである。職業意識の醸成に役立つ。

同窓会の件は、対象校に一任して欲しい。

教育方針として、コミュニケーション能力の育成を図ることや、社会性やお辞儀の仕方、名刺の出し方等、社会人として当然身につけなければいけないものにも配慮するべきだ。

新校は不登校経験者対策、IT活用等で人的、物的に充実が望まれる。重点的な人員配置により、教育環境の整備をお願いしたい。

情報社会に対応する人材を育てるため、ITの活用を積極的に図るべきだ。

最近は親自身がマナーを守れなかったりすることが多い。親自身が勉強し、学校に協力することが求められる。

大宮中央高校とも連携して、不登校経験者が簡単にあきらめず、登校しながら学ぶことができるようなシステムを作るべきだ。

従来の高校の枠から出て、職業訓練施設や他の高校とも連携し、柔軟なシステムを作って欲しい。

新校では単位制を有効に活用できるよう、教員の人事や定数を前向きに検討すべきだ。

再編整備計画には、注目している。しっかりとした姿勢で新校の活性化・特色化を図ってもらいたい。

校長がリーダーシップを発揮して、新校を作り上げるべきだ。

新座市には大学が3つあるので、積極的に連携するべきだ。

生徒は目的を持って行動することが苦手なところがあるので、資格取得、就業体験等に積極的に取り組ませ、その成果を単位認定するべきだ。

「特色ある単位制」を実施するのだから、その文言を「目指す学校像」に入れるべきだ。

地域、親のニーズに応え、子供の将来が安心できる学校にして欲しい。
教員が経営感覚を持って熱心に取り組んで欲しい。
県立高校としての役割、地元に対しての役割を認識し、地域と連携することが必要だ。
単位制は大きな特長なので、中学生に分かりやすく啓発していくべきだ。
通学路に関連して、駅周辺は商店街を含めて整備していく必要がある。
新校のためには再編整備に反対している職員は入れ替えるべきである。
常識的な指導要領の内容(国旗・国歌)が実行できるよう、校長がリーダーシップを発揮するべきだ。
進学にも力を入れた計画にして欲しい。
これまでに自分の可能性を生かすことの出来なかった生徒にも、自信と希望を持たせて卒業させるような学校を目指すべきだ。
中学校との連携をもっと強力に進めていくべきだ。
学校と家庭が連携して、一緒に学校づくりを行うべきだ。
画一的な人事配置を行っているから県立高校全体がだめになった。新しい学校をつくるには意欲ある先生が絶対必要である。重点的に人事配置をするべきだ。
小・中学校と積極的に連携し、新校の教育理念に合う生徒を開拓するべきだ。
福祉に長けた教員を配置するか、もしくは内部でしっかり育てて、人的に充実した学校にすべきだ。
新校では地元に着した学校外での学習内容を多く設定して欲しい。
授業の中で、就業体験等に取り組み、それを単位として認定すべきである。
福祉に関する期待とニーズは大きい。県のモデル校として、県全体の福祉のニーズを担ってほしい。
新校への県教委の姿勢は、地元だけでなく、県民が注目している。しっかりとした措置をしてほしい。
多様な科目の開講が十分できるように、教職員定数や施設・設備の充実を図るべきだ。
対象校の在校生には十分配慮すべきだ。
跡地の利活用については、地元の意見を組織的に聞き取って進めて欲しい。
募集停止後も対象校の教育活動に配慮して欲しい。
新校は地域に根ざした、地域からの信頼を得られるような学校にするべきだ。
教育相談機能の充実は重要である。教員のカウンセラー研修を充実すべきだ。
学校運営に当たっては、校長、教頭がしっかりリーダーシップを取るべきである。
一般の方でも授業に参加できるような、機会を設けて欲しい。
新校にふさわしい、しっかりした教員を入れるべきだ。
健康・生活の系列は、福祉関係についても盛り込むべきだ。
教職員は、意識改革をして、生徒指導や授業の指導方法の改善などに傾注するべきだ。
新校準備のために十分な予算措置を行うべきだ。前例踏襲でなく、県全体でメリハリのきいた予算配分を行って、必要な施設・設備は積極的に整備していくべきだ。
新校の開校に向け、生徒や保護者を対象とした何らかのマーケティングを行うべきだ。